

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公共下水道及び流域下水道の事業計画の変更のうち、国土交通大臣等の協議等を要しない軽微な変更
に、予定処理区域の変更（主要な管渠^{きよ}や処理施設等の配置、処理能力等の変更に伴うものを除く。）を追
加するものとする事。

（第五条の二及び第十七条の十関係）

第二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 この政令は、令和四年八月二十日から施行するものとする事。

（附則関係）